

日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定第一改正議定書の概要

背景

- 日本とASEAN 10カ国による多国間経済連携協定。物品貿易は、2010年7月までに順次発効。
- 投資・サービス貿易は2010年に交渉を開始し、2017年11月の非公式日ASEAN経済大臣会合で、閣僚レベルで交渉終結を確認。2019年2月～4月に各国が本改正議定書に署名。
- 2020年8月1日、国内手続を完了した日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムの間で発効。今後、国内手続を完了した国から続いて発効する。

改正議定書の意義・内容

- 日本との二国間EPAのあるASEAN諸国との間で、サービス貿易（人の移動含む）、投資の更なる自由化・円滑化を実現。また、カンボジア、ラオス、ミャンマーの3カ国（※）とは、サービス貿易について初の経済連携協定。（※）二国間投資協定は存在。
- これまでの二国間EPAにはない新たな自由化約束の具体例

サービス貿易	二国間EPA等	AJCEP改正議定書
インドネシア（外食サービス）	約束なし	51% の外資出資率（現地人雇用義務あり）
タイ（集合住宅の賃貸・管理サービス）	約束なし	70% の外資出資率
マレーシア（高齢者や障害者に提供される居住施設を伴った福祉サービス）	約束なし	51% の外資出資率

人の移動	二国間EPA等	AJCEP改正議定書
シンガポール（企業内転勤者）	2年以内（更新可）	3年 以内（更新可）
マレーシア（企業内転勤者）	5年以内	10年 以内
ミャンマー（短期の商用訪問者及び企業内転勤者）	-	70日 以内（企業内転勤者は更新可）